

令和5年度

加古川市協働のまちづくり推進事業

提案募集！

補助額
最大 100万円
補助率:50%~100%
※区分により異なります

事前相談期間 **※必須**

令和4年 10月26日(水)~12月14日(水)

本提出期間

令和5年 1月30日(月)~2月10日(金)

提案・お問い合わせ

加古川市市民活動推進課(カピル21ビル5階)

TEL: 079-427-9764

FAX: 079-441-7161

あなたのご提案をお待ちしています!!

目次

1. 協働のまちづくり推進事業とは... p1
2. 提案できる団体... p1
3. 提案できる事業... p2
4. 補助金額と要件... p3
5. 補助対象経費... p7
6. 補助対象外経費... p9
7. 補助金額の算出方法... p9
8. 事業全体のスケジュール(予定)... p10
9. 提案書の提出... p11
10. 検討の方法... p12
11. 事業実施にあたっての留意事項... p13
12. 河川敷の使用における注意事項... p14
13. 河川敷の使用手続き... p14
14. その他... p15
15. よくある質問(Q&A)... p16



1. 協働のまちづくり推進事業とは

加古川市では協働によるまちづくりを進めており、町内会・自治会（以下「町内会」という）、市民活動団体、事業者、行政などの多様な主体が、それぞれの特徴を生かして一緒にまちづくりに取り組むことを目指して、『協働のまちづくり推進事業』を実施しています。

この事業では、令和4年度に社会一般の利益を目的とした事業の提案を募集し、令和5年度にその事業にかかる経費の一部を補助することで、団体のみなさんを応援します。

今回募集する事業提案は令和5年度に実施する事業であり、令和5年度予算の成立を前提として募集するものです。予算が成立しなかった場合など、補助金交付事業を実施しないこともありますので、ご理解のうえご提案ください。

2. 提案できる団体

地域協働型・スタート応援型(一般枠)・テーマ設定型・課題解決型

次の①～⑦の要件を全て満たす団体を対象とします。

- ① 5人以上の会員が提案事業に関与し、実際に活動を行っている団体
- ② 団体の運営に関する規約や定款などを定めている団体
- ③ 継続的な活動をしている又は活動していく見込みの団体
- ④ 事業の実施から実績報告まで責任を持って履行できる団体
- ⑤ 暴力団及び暴力団員等が関与しない団体
- ⑥ 政治・宗教上の主義を推進・支持し、又は反対することを目的としない団体
- ⑦ 営利活動を目的としない団体（※）

※テーマ設定型・課題解決型は営利活動を目的とする団体も対象となります。

スタート応援型(学生枠)

次の①～⑥の要件を全て満たす団体を対象とします。

- ① 5人以上の学生のみで構成される団体
- ② 団体の運営に関する規約や定款などを定めている団体
- ③ 事業の実施から実績報告まで責任を持って履行できる団体
- ④ 暴力団及び暴力団員等が関与しない団体
- ⑤ 政治・宗教上の主義を推進・支持し、又は反対することを目的としない団体
- ⑥ 営利活動を目的としない団体

★1団体が提案できる事業は、補助の区分に関わらず1年度につき1提案です★
（団体の構成員のうち3分の1以上が同じ団体は、同一団体とみなします）

3. 提案できる事業

地域協働型・スタート応援型(学生枠)・テーマ設定型・課題解決型

次の①～③の要件を全て満たす事業を対象とします。

- ① 社会一般の利益を目的とする事業
- ② 事業の主な効果が加古川市内で生じる事業
- ③ 令和5年4月1日～令和6年3月31日の期間に実施する事業



スタート応援型(一般枠)

次の①～⑤の要件を全て満たす事業を対象とします。

- ① 社会一般の利益を目的とする事業
- ② 事業の主な効果が加古川市内で生じる事業
- ③ 団体が「新たに開始する」又は「開始して間もない」事業(※)
- ④ 令和5年4月1日～令和6年3月31日の期間に実施する事業
- ⑤ 令和5年度から3年間の事業計画を策定している事業

※「新たに開始する」又は「開始して間もない」事業とは…?

次の①～③のいずれかに該当する事業を指します。

- ① 新たに立ち上げる又は立ち上げて3年未満の団体が実施する事業
なお、団体の名称が変更されていても、構成員の3分の1以上が同じ人で構成された団体の場合、同一団体とみなし、新たに立ち上げた団体とみなしません。
- ② 既存の団体がこれまでと異なる分野や活動内容で新たに開始する又は活動を開始して3年未満の事業
- ③ 既存の団体がこれまでの活動拠点に加えて、新たに活動の拠点を増加させて実施する事業
(事業の実施年数は、令和5年4月1日を基準日とします。)

注意

「3. 提案できる事業」の要件を全て満たしている場合でも、次の①～④のいずれかに当てはまる事業は対象外です。

- ① 加古川市(外郭団体を含む)から委託や他の補助金などを受ける事業
※本補助金の交付決定後に加古川市(外郭団体を含む)から委託や他の補助金を受けることになった場合は、補助金の交付決定を取り消します。
- ② 営利を目的とする事業
- ③ 個人の趣味的な活動や共益的・互助的・親睦的な事業
- ④ その他公序良俗に反する等、補助事業として適当でないと認められる事業



4. 補助金額と要件



地域協働型

地域の課題解決のために多様な主体と連携して取り組む事業を支援するため、地域団体（町内会・PTAなど、地縁による団体）や市民活動団体を対象に、必要な経費を補助します。

上限30万円 補助率50%

* 地域団体が申請する場合は、市民活動団体や他の地域団体と協働すること

* 市民活動団体が申請する場合は、地域団体と協働すること

（例）町内会と防災団体が協働で実施する救命講習や防災訓練

町内会が民間事業者と協働で地域防災マップを作成する事業

スタート応援型(一般枠)

市民活動団体が新たにに取り組む事業を支援するため、活動をはじめて3年未満の事業を対象に、必要な経費を補助します。

上限50万円 補助率50%

* 同一事業への補助金交付は最大2回まで
補助金交付が終了したら、団体の自己資金で事業を継続して実施いただくようお願いします。

スタート応援型(学生枠)

学生のまちづくり活動を支援するため、学生で構成される団体が取り組む事業に必要な経費を補助します。

上限20万円 補助率100%

* 学生のみで構成されていること

テーマ設定型

市が目指す「かわまちづくり」の主旨に沿って実施する事業に必要な経費を補助します。

上限100万円 補助率100%

* 詳細は次のページ

課題解決型(行政提案枠)

市が指定する課題を解決するために実施する事業に必要な経費を補助します。

上限100万円 補助率50%

* 市が指定する課題は次のページ

課題解決型(団体提案枠)

団体が提案する市の総合計画に合致する事業に必要な経費を補助します。

上限100万円 補助率50%

* 同一事業への補助金交付は最大3回まで

* 市の担当課が提案事業を応援し、提案団体と協働すること

（提案団体による単独での実施は対象外となります）

テーマ設定型

市が目指す

「かわまちづくり」とは・・・



加古川市は、JR加古川駅から歩いて行ける一級河川加古川の「かわ空間」と「まち空間」が融合する良好な空間形成を目指し、新たな賑わいを生み出す「かわまちづくり」に取り組んでいます。

そこで、魅力的な賑わい空間の創出を目的として、加古川河川敷が有するポテンシャルとロケーションを活かし、市民が楽しめるイベント等を実施する事業を応援します。

[エリア]

左岸：JR南側堤防天端から加古川バイパスまでのエリアをメイン会場として想定

※詳しくは、事前相談時にお尋ねください。



ご提案いただいた内容は、河川管理者と協議のうえ、決定しますので、内容によっては実現が難しい場合も想定されます。しかしながら、先駆的なアイデアによる幅広いご提案をお待ちしていますので、お気軽にご相談ください。

※令和5年12月～令和6年2月の間は工事が予定されているため、イベントの開催ができません。

なお、上記期間外でも、工事等によりイベントの開催ができなくなる場合があります。



メイン会場は実線の範囲内です。
ただし、スピーカーの使用は
点線の範囲内に限ります。

課題解決型(行政提案枠)

次の項目は、市の担当課において提案を求めたいテーマや事業等の一覧です。

1. 障がい者スポーツを楽しむ場づくり

協働先：スポーツ・文化課

スポーツを通じて豊かな生活を営むため、すべての人がスポーツに参画できる機会を確保しなければなりません。そのためには、障がいの有無にかかわらず身近な場所でスポーツに親しめる環境づくりが必要です。

しかし、本市では市内を拠点として活動する障がい者スポーツ団体等が少ないのが現状です。

いつでも、だれでも、どこでも気軽に障がい者スポーツを楽しむ「場」ができるよう、地域で障がい者スポーツを普及しようとする活動を応援します。

2. 「シニアボランティア等による子育て世代の支援」の実現

協働先：こども政策課

高齢者世代を中心としたシニアボランティア等が、地域の子育て世代の支援のため、託児を行う事業を応援します。

例) シンデレラサービス

子育て中で、自分の時間がなかなか持てない子育て世代の方がリフレッシュできるように、シニアボランティア等が託児を行い、子育て世代の方にシンデレラタイム(※)をプレゼントします。

※子育て中の方が子どもを幼稚園等に預けている間、一人でリフレッシュできる時間



3. 「女性の活躍」の推進

協働先：男女共同参画センター

男女共同参画の意識醸成と環境づくりを推進し、市民一人一人が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指しています。

社会における意思決定過程への女性の参画を拡大し、様々な分野における女性の活躍を促進する事業を応援します。

例) 女性のスキルアップの機会の提供、女性リーダー育成のための講座・講演会の実施

4. デジタル技術を活用して市の課題解決を目指す技術実証

協働先：政策企画課

令和3年3月に「加古川市スマートシティ構想」を策定し、デジタル技術を活用しつつ、市民の生活の質を高め、市民満足度の向上を図りながら、市のさまざまな課題について、テクノロジーをその手段とし、市民のみなさんと解決する「市民中心の課題解決型スマートシティ」を目指しています。

市の課題(※)について、デジタル技術やデータを活用しつつ、市民とともに課題解決を目指す技術実証を応援します。

《市の支援内容》

①市内公共施設などの実証フィールドの提供、②技術実証モニター等募集支援、③技術実証に係る地元調整、④技術実証に関する法規制等に関する相談、⑤行政データの提供、⑥技術実証のPR支援

※例

- 犯罪や交通事故を減らすことに加え、市民のみなさんが安心して生活できるまちづくり
- 駅前の活性化や回遊性のある商店街など人が集まり活気に満ちたまちづくり
- 産官学民の連携による効果的なデータ利活用による課題解決を行うまちづくり
- 産官学民の連携による市民満足度の向上につながるまちづくり 等

注意：実験のみでは応募できません。成果（市内に何が還元されるのか、市民に何の効果がもたらされるのか）が必要となります。

5. 補助対象経費

下表に掲載されているもののうち、提案事業にかかる
直接的な経費のみを対象とします。

※どの区分に該当するか不明な費用は、必ず事前にお問合せください。



区 分	対象となるもの	対象とならないもの	条件
報 償 費	<ul style="list-style-type: none"> 講演会やイベント等の講師への謝礼 	<ul style="list-style-type: none"> 団体構成員への支払い 	テーマ設定型・課題解決型のみ対象
交 通 費	<ul style="list-style-type: none"> 団体の活動拠点（事務所の所在地）から、<u>市内の活動場所</u>への移動に係る経費 補助事業の当日または団体構成員以外の者との打合せ等に必要な移動に係る経費 <p>※ 次頁の「交通費の詳細について」を参照してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 団体構成員だけで活動する際の経費 市外への移動に関する経費 	スタート応援型（学生枠）のみ対象
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> 文房具、コピー用紙、インク、ファイル、新型コロナウイルス感染症対策としての消毒液など、1品3万円未満の物品 	<ul style="list-style-type: none"> 食品、食材 団体構成員の勉強用の資料など、事業の中で直接使用しないもの 個人所有となるもの 	
燃 料 費	<ul style="list-style-type: none"> 事業で使用する草刈機や発電機等の燃料 	<ul style="list-style-type: none"> 移動目的に使用する燃料 <p>※ スタート応援型（学生枠）のみ、交通費として計上できます。</p>	
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> パンフレット、チラシ、ポスターなどの印刷代 	<ul style="list-style-type: none"> 団体紹介や活動報告など、団体の運営に関する印刷物 	補助金の助成事業であることが明記されていないものは、補助対象外
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> 切手代、郵送代 	<ul style="list-style-type: none"> 電話代 インターネット使用料 	事業のために使用したと判断できないものは、補助対象外
保 険 料	<ul style="list-style-type: none"> イベント保険やボランティア保険の掛金 		

委託料	・会場設営や警備などの専門業務や資格等が必要な業務の委託料	・事務所の管理委託などの一般業務の委託料	テーマ設定型・課題解決型の場合
委託料 使用料 賃借料	・資格や免許が必要な業務の委託料	・会場設営や警備などの専門業務の委託料 ・事務所の管理委託などの一般業務の委託料	地域協働型・スタート応援型の場合
	・会場使用料 ・器材使用料	・事務所などの家賃に相当するもの ・経常的に使用する機器の使用料	
備品購入費	・1品3万円以上の物品	・カメラ、パソコン、机など、事業以外にも団体が経常的に使用する物品	スタート応援型・テーマ設定型のみ対象
その他	・上記の区分にあてはまらない経費で、市長が特に認めたもの		事前に相談してください。

交通費の詳細について【スタート応援型(学生枠)のみ】

移動の方法	対象となる経費	備考
自家用車、バイク等 団体構成員所有の交通用具	・ガソリン代 ・駐車場代（必要最小限の台数） ・駐輪場代	・ガソリン代は1kmあたり37円として計算する
レンタカー等	・レンタカー等の賃借料 ・ガソリン代 ・駐車場代（必要最小限の台数） ・駐輪場代	・施設等に無料駐車場がある場合は、そちらを優先して使用すること
バス・電車	・バス、電車の運賃	
その他		必ず <u>事前に相談</u> してください。

6. 補助対象外経費

次に該当する経費は全て対象外経費になります。

- ・支出の内容や金額、支出先等が確認できないもの
- ・事業ではなく団体運営にかかる費用
- ・団体の構成員に対する賃金、報償費、委託料など
- ・お弁当、お菓子、飲み物などの食糧費や会食にかかる経費など、飲食に関する費用
- ・団体が所有している備品等の不具合を修繕するための費用
- ・イベント参加者へ配布する記念品や参加賞、景品などの費用
- ・その他、補助事業に直接関係のない経費や、社会通念上補助すべきでないと思われる経費など、市長が適当でないと認める費用

7. 補助金額の算出方法

(1) 地域協働型・スタート応援型（一般枠）・課題解決型

次の①、②のうち、少ない方の額を補助額とします。

なお、②により算出した額がマイナスとなる場合は、補助金の額は0円になります。

① 補助対象経費の合計 × 50%

② 総事業費 - (他団体からの補助金等 + 寄付金・協賛金 + 事業収入)

(2) スタート応援型（学生枠）・テーマ設定型

次の①、②のうち、少ない方の額を補助額とします。

なお、②により算出した額がマイナスとなる場合は、補助金の額は0円になります。

① 補助対象経費の合計 × 100%







② 総事業費 - (他団体からの補助金等 + 寄付金・協賛金 + 事業収入)

(3) 算出方法に関する注意事項（全ての補助の区分で共通です。）





- ① 算出した補助金の額に、千円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てます。
- ② 算出した補助金の額が、各補助金の区分に定める上限額を超える場合は、その上限額が補助金の額となります。
- ③ 提案事業に係る収入があった場合は、補助金額の算出に影響しますので、いつ、誰から、どのような目的のお金を受け取ったのかを、必ず記録しておいてください。
- ④ 本補助金の交付後に、提案事業に係る収入があったことが発覚した場合、補助金の一部又は全部を返還していただくことがあります。
- ⑤ 交付決定額が補助金の上限となりますので、収支予算を立てるときには綿密に積算してください。
- ⑥ 交付決定額よりも確定額の方が少なくなった場合、補助金は確定額で支払います。事前に補助金の支払いを受けている場合は差額を返還していただくことになります。

8. 事業全体のスケジュール(予定)

【令和4年度】

<p>10月26日(水) ～12月14日(水)</p>		<p><u>市民活動推進課に事前相談・提案書の提出</u> 提案内容や収支予算などの事前相談を行います。 相談の結果、内容等について一部見直しをしていただく場合もあります。 <u>事前相談及び提案書の提出がない事業は本申請できません。</u></p>
<p>1月上旬</p>		<p><u>一次審査結果通知</u>〈課題解決型(団体提案枠)のみ〉 市が協働して取り組むべき事業であるか否かを判断し、お知らせします。協働できないと判断した場合は、次のステップに進めませんのでご了承ください。 ※その他の区分は、公益性が低い場合にのみ却下の通知をします。</p>
<p>1月10日(火) ～1月20日(金)</p>		<p><u>提案内容について担当課と話し合い</u>〈課題解決型のみ〉 提案団体と提案内容に関係のある課が、事業の目的、内容、協働の方法等(役割分担など)について話し合います。 話し合いには市民活動推進課も同席します。</p>
<p>1月30日(月) ～2月10日(金)</p>		<p><u>提案書(本申請)の提出</u> 話し合いの結果、提案書の内容等について一部見直しをしていただく場合もあります。</p>
<p>3月16日(木)・17日(金)</p>		<p><u>公開プレゼンテーション</u> 市民交流ひろばで開催予定。 提案内容などのプレゼンテーションを行っていただき、「加古川市協働のまちづくり推進事業提案内容検討会」で評価します。 <u>公開プレゼンテーションを欠席された場合は、辞退したものとみなします。</u></p>
<p>3月末</p>		<p><u>採択(二次審査)結果通知</u> 事業採択/不採択を決定しお知らせします。</p>

【令和5年度】

<p>4月3日(月)～</p>		<p><u>交付申請書の提出</u> 補助金を交付するための申請をしていただきます。</p>
<p>4月上旬</p>		<p><u>担当課と事業内容の打合せ</u>〈必要に応じて〉・<u>事業実施</u> 実施年度の初めに、市の担当課と事業内容の打合せをしてから事業を実施します。</p>
<p>10月頃</p>		<p><u>中間報告書の提出</u> 事業の進捗状況を報告していただきます。</p>
<p>3月末</p>		<p><u>事業完了</u> <u>実績報告書・補助金請求書の提出</u> <u>補助金支払い</u> 早くに事業が完了する場合は、完了した時点で提出していただきます。 <u>必ず完了から2週間以内に提出してください。</u></p>

9. 提案書の提出

【提出期間】 事前相談：令和4年10月26日（水）～12月14日（水）
話し合い：令和5年1月10日（火）～1月20日（金）
本提出：令和5年1月30日（月）～2月10日（金）
※土・日曜日、祝日の休業日を除く。

【提出先】 加古川市 市民活動推進課（カピル21ビル5階）
TEL：079-427-9764（直通）
9時～17時 ※12時15分～13時15分を除く。

【提出方法】 直接持参

- 【提出書類】
- ① 加古川市協働のまちづくり推進事業提案書
 - ② 提案事業内容（別紙1）
 - ③ 提案事業の収支予算（別紙2）
 - ④ 提案団体の概要（別紙3）（町内会は不要）
 - ⑤ その他資料
 - ・構成員名簿（町内会・民間事業者は不要）
- ※スタート応援型（学生枠）に応募する団体は、構成員の「学校名」「学年」がわかるように記載してください。
- ・団体規約（町内会は不要）

申請時の注意事項

- ・提案書は事業内容を熟知している方が直接持参してください。 ※郵送不可
- ・お越しの際は、事前に日時をご連絡ください。
事前にご連絡をいただけない場合は、長時間お待ちいただくことがあります。
- ・提案書は返却しませんので、必ず写しをとっておいてください。



10. 検討の方法

提案事業ごとに以下の項目について評価します。提案書はこれらの項目を踏まえてご記入ください。

地域協働型

- ① 事業内容が地域の実情に合っていて、地域住民の利益になるか。
- ② 事業によって解決しようとする課題が明確になっているか。
- ③ 事業内容（予算、手法、スケジュールなど）が実現性をもって具体的に計画されているか。
- ④ 継続的に事業に取り組むことや、今後、事業を発展させていくことができるか。
- ⑤ 他の地域へ波及させたい事業か。

スタート応援型(一般枠)

- ① 事業の対象者が幅広く、多くの市民の利益になるか。
- ② 事業によって解決しようとする課題が明確になっているか。
- ③ 事業内容（予算、手法、スケジュールなど）が実現性をもって具体的に計画されているか。
- ④ 継続的に事業に取り組む計画があるか。
- ⑤ 補助金に頼らずに事業を継続していくために、自主財源の確保に努めているか。

スタート応援型(学生枠)

- ① 事業の対象者が幅広く、多くの市民の利益になるか。
- ② 事業によって解決しようとする課題が明確になっているか。
- ③ 事業内容（予算、手法、スケジュールなど）が実現性をもって具体的に計画されているか。
- ④ 学生のまちづくり活動として、他の学校や学生へ波及させたい事業か。
- ⑤ 学生ならではのユニークな視点や自由なアイデアが盛り込まれているか。

テーマ設定型

- ① 事業の対象者が幅広く、多くの市民の利益になるか。
- ② 事業が「かわまちづくり」の実現のために、より効果的か。
- ③ 来場者の安全に十分な配慮がされているか。
- ④ 事業内容（予算、手法、スケジュールなど）が実現性をもって具体的に計画されているか。
- ⑤ 発想や着眼点に先駆性や独創性があるか。

課題解決型(行政提案枠)

- ① 事業の対象者が幅広く、多くの市民の利益になるか。
- ② 事業が課題解決型で示す各課題の実現のために、より効果的か。
- ③ 事業内容（予算、手法、スケジュールなど）が実現性をもって具体的に計画されているか。
- ④ 市と協働することにより、高い相乗効果が期待できるか。

課題解決型(団体提案枠)

- ① 事業の対象者が幅広く、多くの市民の利益になるか。
- ② 市と協働することにより、高い相乗効果が期待できるか。
- ③ 事業内容（予算、手法、スケジュールなど）が実現性をもって具体的に計画されているか。
- ④ 発想や着眼点に先駆性や独創性があるか。

※検討会委員が各項目5点、合計25点満点で評価します。（課題解決型については②の得点を2倍）

※委員採点から平均点を算出し、その結果を参考に市が事業ごとの得点（25点満点）を決定します。

※15点未満は自動的に不採択となります。

※事業採択の適否及び補助金交付可能額は予算の範囲内で決定します。事業が採択されない場合や、希望した補助金額に満たない額となる場合もありますので、ご了承ください。

11.事業実施にあたっての留意事項

領収書は必ず保管してください！

補助対象経費については、実績報告の際に領収書の原本を提出していただきます。

領収書の紛失やもらい忘れなど、実際に支出していても証明するものがない場合は対象にできませんので、取得や保管には十分ご注意ください。

また、領収書などの宛名が記載されていない場合や、団体の正式名称が記載されていない場合、購入したものが領収書から判別できない場合も、対象にできません。領収書を発行してもらえることを事前に確認してから、経費を執行してください。（領収書の発行ができない場合は、事前に市民活動推進課までご相談ください。）

なお、感熱紙は時間が経つと印刷が薄くなり、内容の判別ができなくなることがあります。すぐにコピーを取るなどの対応をしてください。

事業費の削減を！

事業に係る経費に関しては、見積り合わせを行い、最安値の事業者と契約するなど、経費の削減に努めてください。

印刷物には「令和5年度加古川市協働のまちづくり推進事業補助金助成事業」の記載を忘れずに！

補助事業に関する印刷物（チラシやポスターなど）には、加古川市協働のまちづくり推進事業補助金を活用して実施する事業であることを明示してください。記載がない場合、その印刷物にかかる経費は補助対象外となります。

テーマ設定型については、ミズベリングのロゴも忘れず掲載してください。



事業の見学に行かせてもらいます！

現地に伺って事業実施の様子を確認させていただくことがありますので、日時や開催場所などの詳細が決まり次第、必ず市民活動推進課へお知らせください。

活動状況の記録をお忘れなく！

事業に関する活動はこまめに記録をしてください。（打合せや準備作業なども含む。）

活動日や活動場所、参加人数や内容、活動の様子の記録写真など、事業の中間報告や実績報告などの際に必要になります。

12.河川敷の使用における注意事項

- ① 公園内では喫煙をしないこと。
- ② 日没後は火気を使用しないこと。
- ③ 地面に直接火気を近づけないこと。
- ④ スピーカーを使用する音楽等については、10時から21時までに限定すること。
ただし、18時以降は音量にも配慮すること。
- ⑤ スピーカー使用時は、正面を川（下流）に向けて設置すること。
- ⑥ 既存駐車場は、原則、本来の目的通り駐車場として使用すること。
- ⑦ グラウンド内へは車両（自転車を含む）の乗り入れをしないこと。
- ⑧ 堤防・JR神戸線・加古川バイパスから10mは間を空け、原則、使用しないこと。
- ⑨ みなもロードへは原則、車両（自転車を除く）の乗り入れをしないこと。
- ⑩ 会場は、原則、既存駐車場の南側に配置すること。
- ⑪ ステージやスピーカーを設ける場合は、事前に近隣町内会の理解を得ること。

13.河川敷の使用手続き

必須（1ヶ月前まで）

- 公園緑地課に「都市公園内行為許可申請書」及び添付資料を提出する。

必須（公園外の占用許可を申請する場合は3ヶ月前まで）

- 公園緑地課に提出した書類一式の写しを国土交通省にメールで提出する。
※公園の範囲を超える可能性がある場合は、国にも別途申請が必要。

必須（1ヶ月前まで）

- 自主警備計画書を作成のうえ、警察署に警備計画の相談をする。



火気を使用（調理等）する場合

- 中央消防署に「露店等の開設届出書」を提出する。



みなもロードを使用する場合

- 東播磨県民局に承認申請をする。



河川を使用する場合

- 兵庫県公安委員会に催物開催届出書を提出する。



堰堤を使用する場合

- 米田水源地に問い合わせ、必要書類を提出する。



イベントの事前相談が義務付けられている場合（県の方針を確認）

- 県の新型コロナウイルス感染症対策本部に相談する。



※会場使用に係る関係機関へは、期日までに必要書類を添えて届け出ること。

期日までに届出の事実が確認できない場合は、補助金の決定を取り消すことがあります。

※使用内容によっては、保健所等、上記以外の手続きが必要な場合もあります。

14.その他

- ① 補助金の交付が決定した事業は、団体名や事業内容、交付決定額などを公表します。
また、市ホームページや市民活動推進課フェイスブックを通じて団体や活動を紹介するなど、広報活動を行います。
場合によっては、報道機関へ活動内容の情報提供をさせていただくこともあります。
広報活動を希望する団体は、事業の採択が決定した後にご相談ください。
- ② 虚偽の申請が判明した場合や、提案内容に大幅な変更が生じた場合など、補助金の交付決定を取り消すことがあります。
- ③ 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例および加古川市補助金等交付規則の規定により、補助事業から暴力団等を排除するため、提案書や添付資料等に記載されている情報を兵庫県警察に提供・照会させていただくことがあります。
- ④ 団体の代表者や事務所の住所など、市への提出内容に変更が生じた場合は、速やかに報告してください。
変更事項の報告がなかった場合は、補助金をお支払いができないことがあります。
- ⑤ 提案事業の採択・不採択に関わらず、提案に係る費用は全て団体の自己負担です。
補助金交付事業を実施しない場合についても同様です。
- ⑥ 必要に応じて公的機関等へ情報提供をさせていただく場合があります。
- ⑦ 事業を実施する際は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に十分配慮し、国・県・市のガイドラインを遵守すること。
- ⑧ 市または関連行政機関からの要請等がある場合には遵守すること。
- ⑨ テーマ設定型については、市のかわまちづくりに関する事業には協力すること。

市民活動推進課フェイスブックには、補助金の対象事業や、ウェルビーポイントの紹介記事がたくさん！



加古川市市民活動推進課 公式 facebook



『かこっぴ やるっぴ』

ページへのアクセスは
「かこっぴ やるっぴ」で検索！



<https://www.facebook.com/kakoppi.yaruppi/>

15.よくある質問(Q&A)

●対象団体・対象事業について

Q 1. 地域の交流サロンを運営する団体を立ち上げたいのですが、対象となりますか？

A 1. 地域の人が集まって健康づくりのための体操をするなど、茶話会などの親睦以外に課題解決の目的があれば対象となります。

Q 2. 昨年設立したダンスサークルの公演に費用がかかるのですが、補助金を申請できますか？

A 2. サークルや趣味の会が実施する発表会などは対象事業とはなりません。

Q 3. 一般市民に向けた研究会や勉強会などは対象になりますか？

A 3. 単に研究会や勉強会を開催するだけでなく、その研究結果などをまちづくりに生かすことが目的であるなど、具体的に活用するところまでを1つの事業とする場合は対象となります。

Q 4. 提案時点では団体の構成員が5人以上いますが、卒業や引っ越しなどに伴い、事業を実施する年度には団体の構成員が5人未満になります。このような団体も対象となりますか？

A 4. 団体の構成員が5人未満になることが明らかな場合は対象になりません。ただし、事業実施時にやむを得ない理由で5人未満になった場合は、補助対象とします。なお、団体の構成員について変更が生じた場合は、新たな構成員名簿を提出してください。

Q 5. 「営利活動を目的としない」団体とはどのような団体のことですか？

A 5. 事業によって得た利益を、会員等で分配しない団体を指します。よって、事業実施にかかる実費相当の金額を参加者から徴収するなど、適正な受益者負担を求めることや、寄付・クラウドファンディングなどで活動資金を調達することは差し支えありません。

●地域協働型について

Q 6. 地域協働型の場合、地域団体にPTAは含まれますか？

A 6. 含まれます。地域団体とは、町内会、老人クラブ、婦人会、少年団、PTAなど、地域のために地域の人が活動する団体のことをさします。

Q 7. 地域協働型の場合、各地区の町内会連合会で申請するときも他団体との協働が必要ですか？

A 7. 各地区の町内会連合会など、町内会の範囲を超えた地域の（複数の）団体で構成されている場合はそれだけで協働で実施することにあたりますので、単独での提案が可能です。

Q 8. 地域協働型で町内会として提案したいのですが、相手方は同じ町内会内の団体でもいいですか？

A 8. 小学校のPTAなど、町内会の範囲を超えた地域団体を協働の相手方とすることは可能です。町内会とその町内会内の少年団など、同じ町内会内の団体を協働の相手方とする場合は対象となりません。

Q 9. 町内会の敬老事業に楽器の演奏団体に来てもらうのは、地域協働型の対象事業になりますか？

A 9. 市民活動団体を単に出演者としてイベントに呼ぶ事業は、協働で実施する事業にあたらぬため補助の対象にはなりません。

Q 10. 町内会で事業提案をしたいのですが、協働の相手方は民間企業でもいいですか？

A 10. かまいません。ただし、違う地域（町外）の社員が含まれている企業であることを条件とし、家族経営など社員が全員同町内会内の住民である場合は対象外とします。

Q 11. 町内会内の集会所を会場として町内会から提供された場合、地域協働型での提案ができますか？

A 11. 単に会場として町内会所有の施設を使用することは、地域団体との協働にはあたりません。それぞれの団体がそれぞれの強みを生かした役割分担をして、連携して取り組む事業の提案をお待ちしています。

Q 12. 地域のお祭りを2つの町内会の合同で実施したいのですが、地域協働型での提案は可能ですか？

A 12. お祭りやお楽しみ会、交流サロンなど、親睦を目的とした事業は対象となりません。親睦を目的としていない、地域のための事業であれば、複数の町内会で連携して実施する内容について提案は可能です。

●スタート応援型について

Q 13. 新しく開始してから3年間で完結する活動を、スタート応援型で提案できますか？

A 13. スタート応援型のうち、一般枠については新たに立ち上げた活動を継続していただくために支援するものです。継続して実施する見込みのない活動については、提案していただくことができません。

ただし、学生枠については、単年度や3年以内で完結する事業に関しても提案いただくことが可能です。

Q14. これまでに3年以上、継続して市民活動を行ってきた団体は提案できませんか？

A14. 新たな活動を開始する場合や、提案事業とする活動を開始して3年未満の場合は提案可能です。

3年未満かどうかは、団体の活動年数ではなく、提案事業の実施年数で判断します。

Q15. 活動拠点を移転して実施する場合は、新たな活動として提案できますか？

A15. 提案できません。ただし、現在の活動を継続したうえで、新たな活動の拠点を増やす場合などは、提案していただくことができます。なお、活動の回数や参加人数を増やす場合は、新たな活動とみなすことができません。

Q16. スタート応援型（学生枠）の要件にある「学生」の範囲はどこまでですか？

A16. 高等学校、中等教育学校の後期課程、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校の高等課程・専門課程に籍を置く生徒、学生を指します。

なお、学校の所在地や、学生の居住地は問いませんので、加古川市外にある学校に通っている方や、加古川市外に居住している方も対象となります。

●テーマ設定型について

Q17. 河川敷でのイベントは、希望した日時を開催することができますか？

A17. 市が事前予約を行いますので、会場を確保しやすくなります。ただし、市の行事や他の団体のイベントと重なった場合など、ご希望に沿えないこともあります。

●課題解決型について

Q18. 課題解決型（団体提案枠）で提案する場合、協働する加古川市の担当課は必須ですか？

A18. 必須です。協働する担当課が不明な場合は、市民活動推進課までご相談ください。

Q19. 市と協働する場合、市の役割分担には具体的にどのようなものがありますか？

A19. 広報協力や情報提供、会場の確保、関係団体の紹介などが考えられます。

●対象経費・対象外経費について

Q20. 協働で事業実施する相手方に謝礼を支払う場合、報償費の対象になりますか？

A20. 協働の相手方への報償費は補助の対象となりません。

また、人件費や謝礼の授受を伴う関係は、当補助金の協働の相手方とはみなしません。

Q21. 事業の実施場所に大きな備品や機材を運ぶために軽トラックを借りる必要があります。この経費は補助金の対象になりますか？

A21. レンタカーを借りる目的が、人の移動ではなく物品の運搬の場合、レンタカーの費用は賃借料として対象経費に計上することができます。

Q22. 令和5年4月の事業に使用する印刷物を制作し、令和5年3月に支払いましたが対象となりますか？

A22. 対象となりません。令和5年4月以降の支出分が対象となります。

Q23. 事業にかかった費用で、領収書の代わりに請求書の提出でもいいですか？

A23. いいえ。請求書では支払いをした証明にはなりません。納品書も同様です。

●その他

Q24. 団体名義の口座がありません。補助金の受け取りは団体の代表者個人の口座でもいいですか？

A24. 代表者であっても個人口座への振込みはできませんので、団体名義の口座を開設してください。

Q25. 提出書類に団体規約とありますが、民間事業者の場合は何を提出したらいいですか？

A25. 民間事業者の場合は、企業概要などでかまいません。

Q26. 新型コロナウイルス感染症の影響が予測できない中で、事業の提案は可能ですか？

A26. 感染症の拡大が収まらなければ事業を廃止もしくは中断することも想定されますが、やむを得ず実施を断念する場合には、そこまでにかかった経費についても補助の対象になる場合もありますので、積極的にご提案ください。



(参考)

・協働とは

「協働」とは、「市民、地域コミュニティ団体、市民活動団体、事業者、大学、行政等の多様な主体が、地域における課題をともに考え、共有し、それらの解決や目指すまちの姿の実現に向けて、互いを尊重し、それぞれの特性を生かして力を発揮し、一体となって取り組むこと」とします。

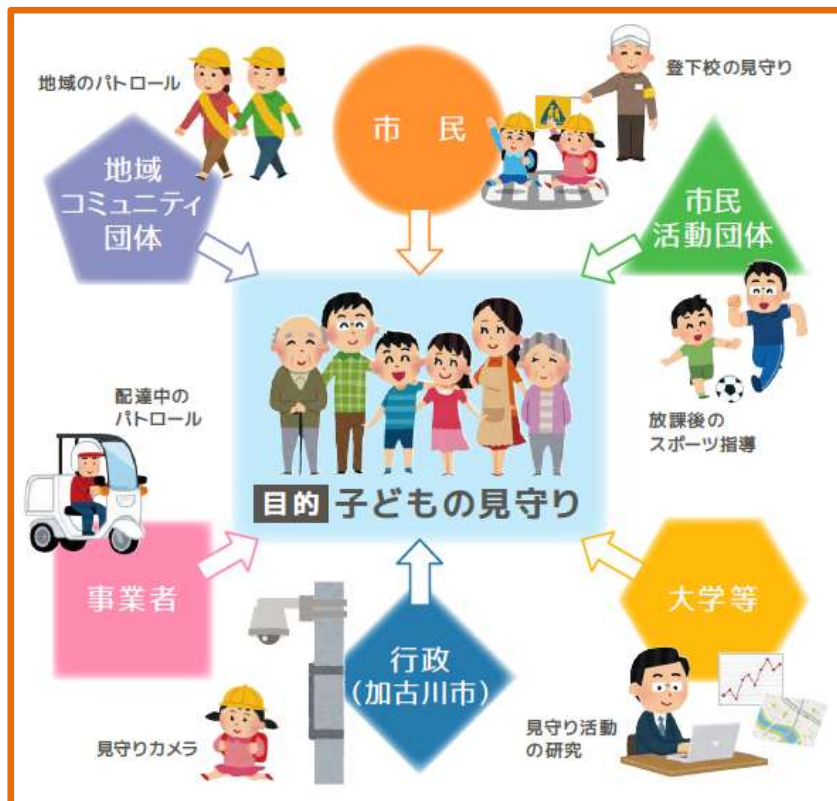
なお、市民と行政との協働だけではなく、地域コミュニティ団体と市民活動団体との協働、市民活動団体同士の協働等、多様な主体間の協働も含まれます。

・「キョウドウ」の違い

「協働」と意味を取り違えられやすい言葉に、「共同」と「協同」があります。どの「キョウドウ」も、複数の主体が同じ目的に向かって活動することは共通していますが、各主体の立場や活動内容に違いがあります。

	立場	活動	目的
共同	同じ	同じ	同じ
協同	異なる	同じ	同じ
協働	異なる	異なる	同じ

例：「子どもの見守り」を目的とした協働



「子どもの見守り」という同じ目的に向かって、立場の違う人が自分のできることや得意なことを生かしてそれぞれが異なる活動をしています。